平成２６年度

# 予算編成方針

倉敷市企画財政局企画財政部財政課

財第　７７　号
平成２５年１０月１５日

各局・部長　様
（主管課経由）

企画財政局長　岩瀬吉晴

平成２６年度予算編成方針について（通達）

1　経済及び国の動向

日本経済の基調判断について，内閣府が発表した９月の月例経済報告では，「景気は，緩やかに回復しつつある。」とし，「先行きについては，輸出が持ち直し，各種政策の効果が発現するなかで，家計所得や投資の増加傾向が続き，景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。ただし，海外景気の下振れが，引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。」と，景気動向に対する期待と懸念を表明しています。

こうした中，国の平成２６年度当初予算は，民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指すために，施策の優先順位を洗い直し，無駄を徹底して排除しつつ，予算の中身を大胆に重点化するとし，聖域を設けることなく施策・制度の抜本的な見直しなどを行うとともに，「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」及び「日本再興戦略」等を踏まえた諸課題に対応するための「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け，予算の重点配分を行うこととされています。先般示された各省庁からの平成２６年度当初予算の概算要求総額は，震災復興予算３．６兆円を含め過去最高額の１０３兆円となるなど，今後，政策優先順位の見極めと財源の確保が大きな課題となっています。さらに，１０月１日に決定した消費税率の５％から８％への引き上げに伴う増収分の使途として，子育て支援施策など社会保障の充実が予定されており，また，景気の腰折れを防ぐための５兆円規模の補正予算を来年度当初予算と併せて編成することとしております。

2　本市の財政見通しと予算編成の方針

本市の財政見通しについては，９月に公表した中期財政試算では，平成２６年度から平成２８年度の３年間で１３億７千万円の収支不足となり，昨年度の試算と比較して約４億円改善するものの，引き続き厳しい状況を見込んでおります。

本市財政は，歳入面では，景気変動による企業業績の影響を受けやすい税収構造や平成２

８年度以降の普通交付税の減額への対応，歳出面では，社会保障関係経費の増加や防災・減災対策事業費の確保，公共施設の老朽化に伴う修繕・更新経費の増加，将来に向けた社会資本の整備といった課題への対応に加え，災害などによる緊急・臨時的な財政支出に対応するため，財政調整基金を安定的に確保する必要があります。

こうした課題に対応するための今後の取組みとして，引き続き「行財政改革プラン２０１１」の着実な推進とともに，地域経済の活性化による税源の涵養を促進することにより自主財源の充実強化を図っていくこととしております。

各部署におきましては，消費税率の引き上げ等に伴う国・県の施策の動向を的確に把握し，予算要求に反映させるとともに，限られた財源の中で市民サービスの向上を図るため，事務事業の選別化・重点化に積極的に取り組み，より一層の効果的・効率的な行財政運営を目指すことを求めます。

**消費税率の引き上げに伴う国の施策の内容が明らかになり次第，再要求で対応することとし，その取扱については別途指示する。**

**国の補正予算では，低所得者対策や防災・安全対策などに取り組むこととされており，本市においても国の補正予算に呼応した平成２５年度補正予算を予定している。このため平成２６年度当初予算は，この補正予算への追加計上などを踏まえたものにすることとしているので，各部局においては，国の動向を的確に把握し，財政課と緊密な連携をとること。**

**(1)　要求について**

ア　重点事業経費

倉敷市第六次総合計画に掲げる施策のうち重点分野施策に属する事業，市長公約関連事業及び社会資本整備総合交付金・合併特例債事業など都市・生活基盤等整備事業の中で，平成２６年度に市として重点的に取り組む事業とする。

イ　義務的必要経費（別表に定めるもの）

予算編成要領に基づいて適切な要求を行うこと。

ウ　単独公共事業・維持補修経費（農林水産業費，土木費，教育費のシーリング対象事業，施設の維持補修経費のうち別途指定するもの）

シーリング対象事業，維持補修経費ごとに，財政課が提示する額を上限として要求を行うこと。ただし，維持補修経費のうち，「長期修繕計画枠」として平成２６年度に優先的に行う修繕については，別途長期修繕計画室が提示する箇所毎の額を上限として要求すること。

エ　部局事業経費

平成２５年度当初予算に引き続き，ゼロベースからの事業費査定を行う。

効率的な予算編成を行うため，過去の実績等に基づき過大な要求とならないよう各部局で十分精査のうえ，要求を行うこと。

**(2)　予算要求書の提出期限**

| | | |
|---|---|---|
| ア | 重点事業経費 | 平成２５年１１月２１日 |
| イ | 義務的必要経費 | 平成２５年１１月　５日 |
| ウ | 単独公共事業・維持補修経費 | 平成２５年１１月　５日 |
| | （長期修繕計画室が対象とする修繕分は別途通知する。） | |
| エ | 部局事業経費 | 平成２５年１１月２１日 |

3　予算編成の基本的事項

(1)　総括的事項

予算要求にあたっては，年間を通じて予想される全ての歳入，歳出を要求すること。

平成２６年４月１日から，消費税率が８％に引き上げられるため，見積もりに当たっては，課税対象か否かを適切に把握し，課税対象となるものについては，当該引き上げ分を織り込むこと。

(2)　総合計画

事業計画にあたっては，「倉敷市第六次総合計画」を着実に推進することを基本とする。

(3)　行政評価

施策評価の実施による課題及び今後の取組み方針を踏まえ，事業の優先度，重要性，効果などを十分に検討すること。

(4)　財源の確保

歳入の確保ができてはじめて歳出が可能となることを再認識し，積極的に財源の確保を図ること。特に，各種収入の未収金については，目標額の設定や整理計画など，あらゆる手段を講じて収納率の向上に努めること。さらに，広告収入の拡大など，新たな財源の確保についても積極的に取り組むこと。

(5)　使用料・手数料

使用料や手数料については，住民負担の公平性や受益者負担の原則を基本に，その見直しについて検討すること。消費税率の引き上げに伴う使用料の改定については，予算要求に反映させること。

(6)　国・県補助

国・県補助事業については，国・県の予算編成の動向や制度改正等を十分に見極めながら，有効かつ適正な活用を図ること。ただし，補助事業といえども安易に対応すること

なく，その必要性・事業効果・超過負担の状況等を十分に検討すること。また，補助金の廃止や縮小が行われた場合は，原則として事業そのものも合わせて廃止，縮小すること。

(7)　市債

平成２４年度から平成２７年度までの４年間で負債総額２００億円以上の削減を目標としており，市債についても要求額の抑制を基本とするが，地方交付税措置等財政支援が講じられるものについては，有効な活用を図ること。

(8)　重点事業経費

重点事業経費は，次の項目に該当する事業の中で，平成２６年度に市として重点的に取り組むものとし，具体的な事業については，予算編成過程の中で決定する。

ア　倉敷市第六次総合計画に掲げる施策のうち，次の重点分野に選定した施策に属する事業

①　子どもが心豊かに成長できる学びの場をつくる

②　学校教育の充実を図る

③　子育てと仕事が両立できる環境を整える

④　商工業・農林水産業の持続的発展を図り，産業力を強化する

⑤　中心市街地におけるにぎわいの再生と都市機能の向上を図る

⑥　持続的に発展する社会形成に向けて資源を有効に活用する循環型社会の実現を図る

⑦　防災意識を高め，災害に的確かつ迅速に対応できる体制を強化する

⑧　交通弱者などが移動しやすい環境をつくる

⑨　障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことのできる環境をつくる

⑩　必要な人が質の高い介護サービスを受けられる体制を整備する

イ　市長公約関連事業

ウ　社会資本整備総合交付金・合併特例債事業など都市・生活基盤等整備事業

(9)　義務的必要経費

義務的必要経費については，別表に掲げる経費とする。

(10)　単独公共事業・維持補修経費

単独公共事業・維持補修経費については，次に掲げる事業・経費とし，要求の上限を設ける。

ア　単独公共事業

・農林水産業費（農業施設新設改良費）

・土木費（道路新設改良費，橋りょう費，河川新設改良費，街路事業費，公園整備費）

・教育費（学校・園対象事業費）

のうちシーリング対象事業については財政課が別途提示する額を上限とする。

イ　維持補修経費

・清掃施設，農業施設，公園，道路・橋りょう，公営住宅，及び教育委員会の所管する学校・園にかかる維持補修費については，財政課が別途提示する額を上限とする。

施設の延命化によるライフサイクルコスト縮減や，安全性確保等の観点から，各施設の状況に応じ適切な維持補修を行うこと。

・長期修繕計画枠

長期修繕計画室が対象とする修繕については，長期修繕計画室において，各部局から事前に提出された修繕要望一覧表の中から平成２６年度に優先的に行う修繕を選定し，箇所毎に要求の上限額を提示する。

(11)　部局事業経費

部局事業経費については，重点事業経費，義務的必要経費及び単独公共事業・維持補修経費以外の経費とし，平成２４年度の決算内容の分析を行い，真に必要最小限の経費を各部局内で精査のうえ，要求すること。

また，事業費の算定にあたっては，充当財源がある場合は必ず見込むこと。

(12)　補助金等

補助金については，今年度，補助金検討委員会で検証することとしており，別添「倉敷市補助金交付基準」に基づき，個々の補助金の公益性，有効性，公平性などの観点から検討を行い，積極的に見直しを行うこと。

(13)　行財政改革

「行財政改革プラン２０１１」に基づき，実施項目はもとよりプランにあがっていない事務事業についても，効果的・効率的な運営や民間委託の推進を図るとともに，未利用地の有効活用や各種収入金の収納率の向上による財源確保などに努めること。

(14)　特別会計・企業会計等

特別会計，企業会計については，独立採算の原則に則り，一般会計からの経費負担区分の適正な運用に努め，業務運営の一層の合理化及び健全化を図ること。また，「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い，特別会計，企業会計はもとより，一部事務組合や外郭団体を含めた財政状況の報告等が求められていることを十分に踏まえ，本市の予算編成方針を徹底するとともに，提出された要求内容を各部署で必ず精査して要求すること。

以上のことを理解のうえ，職員一人ひとりが本市の財政状況を十分認識し「平成２６年度予算編成要領」に基づき的確な予算要求を行うよう，命により通達します。

予算編成（調整・査定）の流れ図

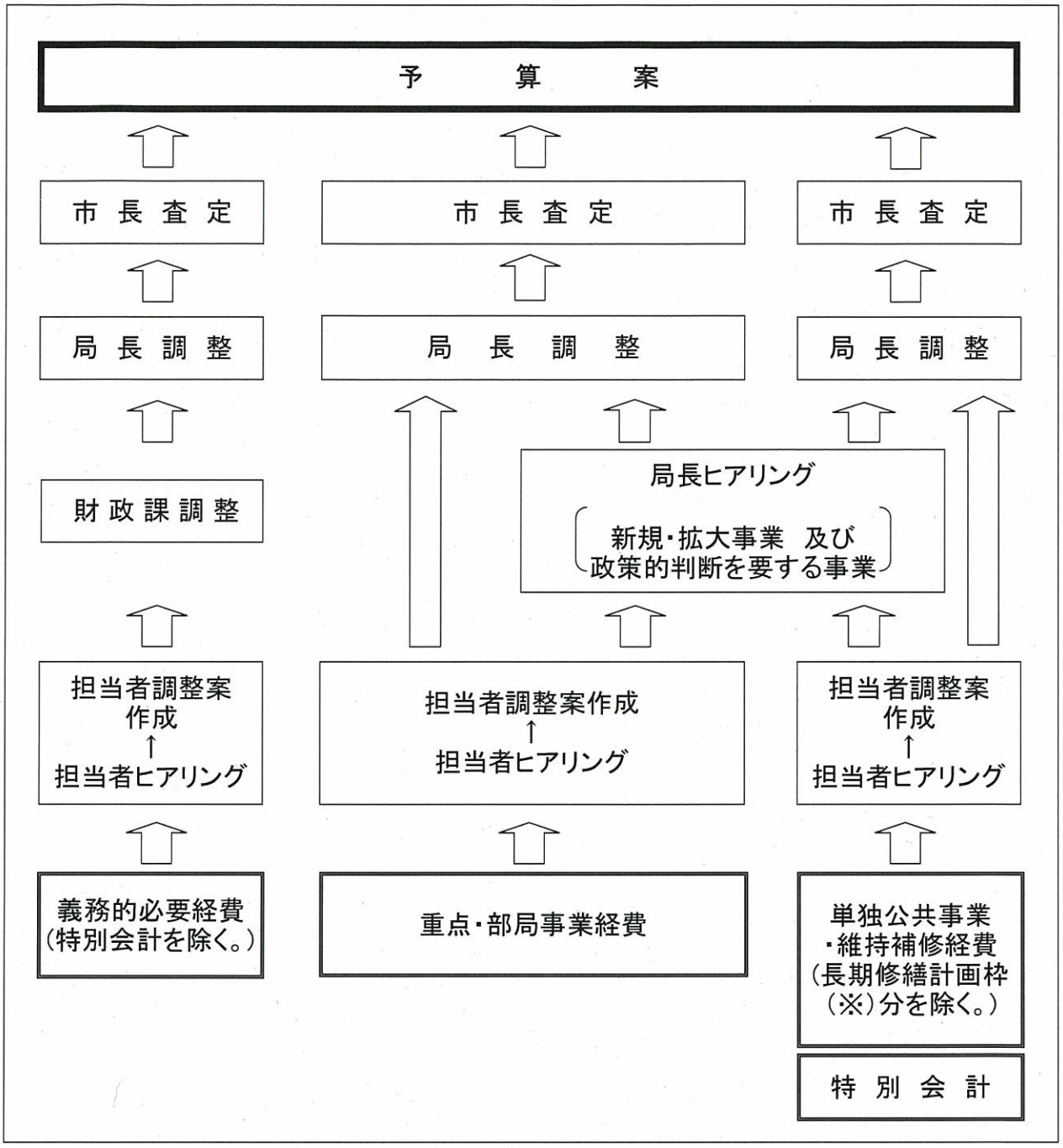


（※）長期修繕計画枠として行う修繕については，別途長期修繕計画室が提示する箇所毎の額を上限として要求すること。

**別表　義務的必要経費**

1　一般会計

| 費　目　等 | 項　　目 |
|---|---|
| (節) 報　　酬 | 報　酬　(各種委員会・審議会等委員報酬は除く。非常勤職員等報酬は人事課，一般廃棄物対策課，教育総務課，市民学習センター要求分に限る。) |
| (節) 給　　料 | 給　料 |
| (節) 職員手当等 | 職員手当等 |
| (節) 共 済 費 | 共済費(上記報酬，給料にかかるもの) |
| (節) 恩給及び退職年金 | 恩給及び退職年金 |
| (節) 扶 助 費 | 扶助費(国・県補助事業及び一般財源化分) |
| (節) 委 託 料 | 「予防接種費」や「健康増進事業」などの扶助費的な経費 |
| (節) 負担金補助及び交付金 | 県工事負担金，一部事務組合等への負担金，利子等補給金 |
| (節) 貸 付 金 | |
| (節) 補償補填及び賠償金 | 損害賠償金，公社等償還に対するもの |
| (節) 償還金利子及び割引料 | |
| (節) 積 立 金 | |
| (節) 公 課 費 | |
| (節) 繰 出 金 | 特別会計・企業会計への繰出金 |
| (項) 選 挙 費 | 直接選挙の執行に要する経費 |
| (款) 公 債 費 | |
| (款) 災害復旧費 | |
| (款) 予 備 費 | |

| | |
|---|---|
| 債務負担行為によるもの | 事務機器等借上料を除く。ただし，情報政策課及び教育総務課(情報学習センター分)のコンピュータ等機器借上料は義務的必要経費とする。 |

※長期継続契約を行っている経費については，重点・部局事業経費で要求すること。

2　**特別会計**（特別会計の要求区分は「義務的必要経費」とする。）

※平成25年度は9月補正後の予算額

## 市税及び普通交付税の推移

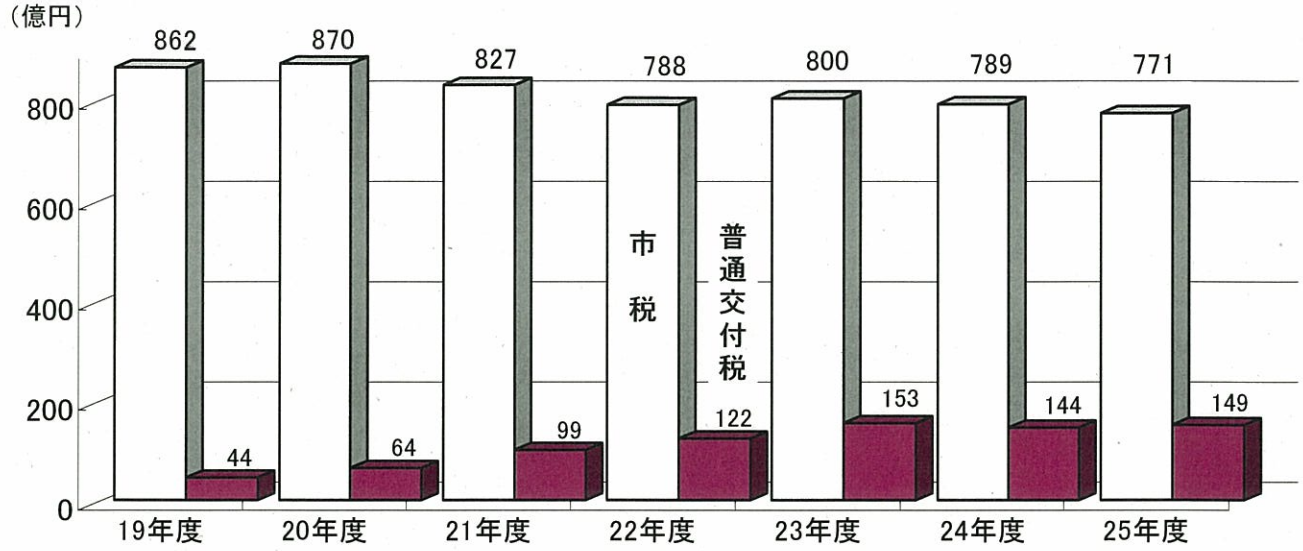


## 財政調整基金の残高

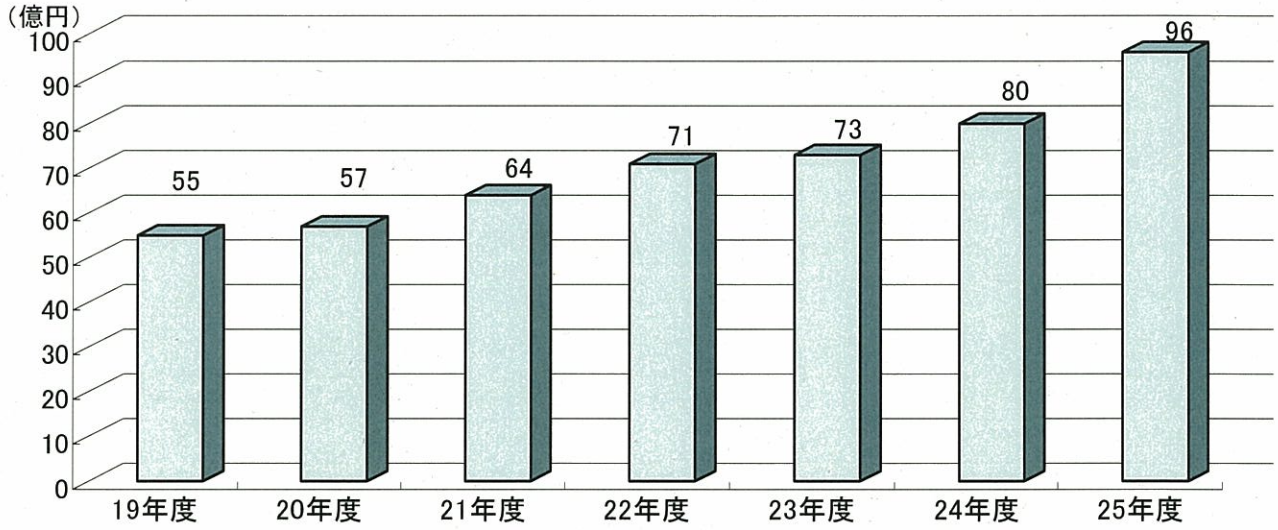


## 市債の残高

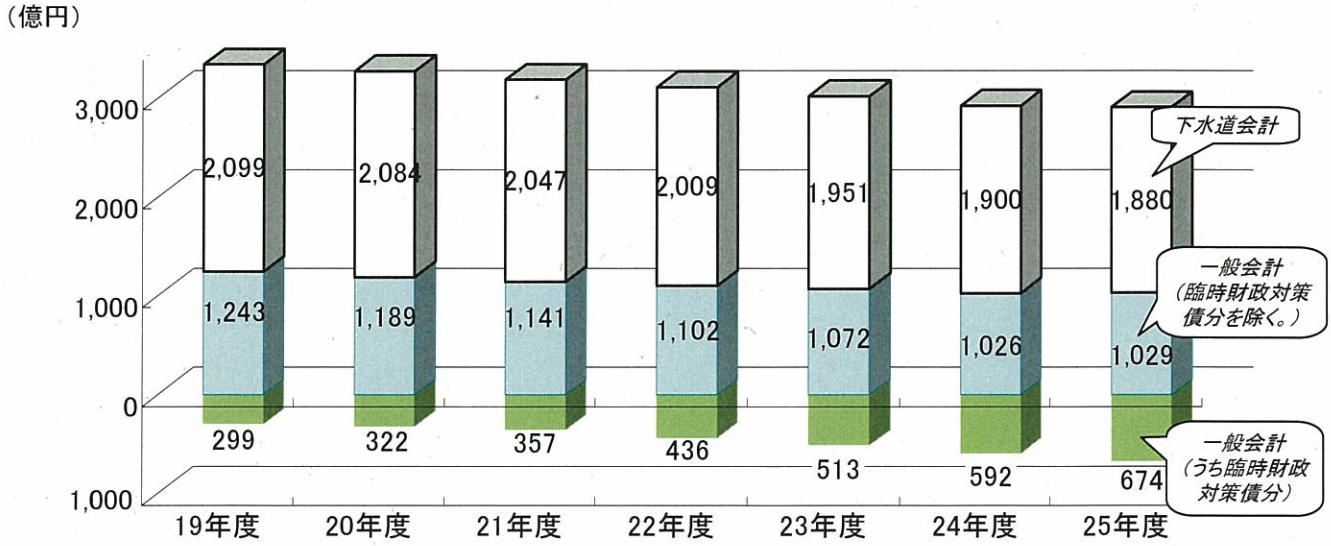


・臨時財政対策債：国の財政上の都合により普通交付税の代替財源として発行された市債で，元利償還金が後年度全額交付税措置されるため，実質的には市の負債とならないものです。近年，国が発行額を増加する措置を実施しているため，残高も大きく増加しています。

## 公債費の推移

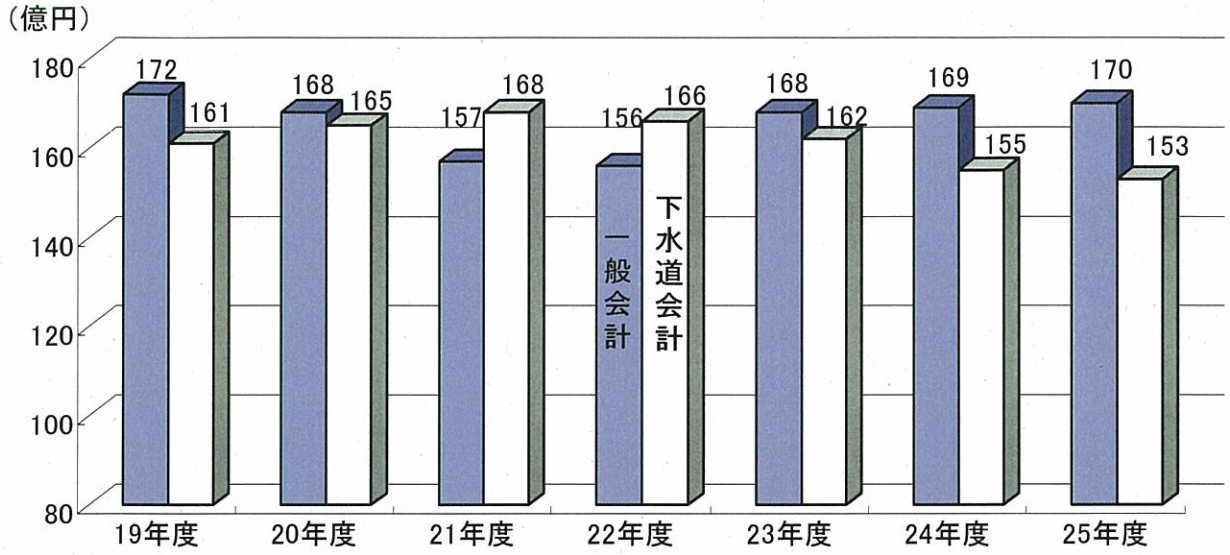


・公的資金繰上償還に係る借換債分は除く（19～21年度）

## 歳出のうち主なもの

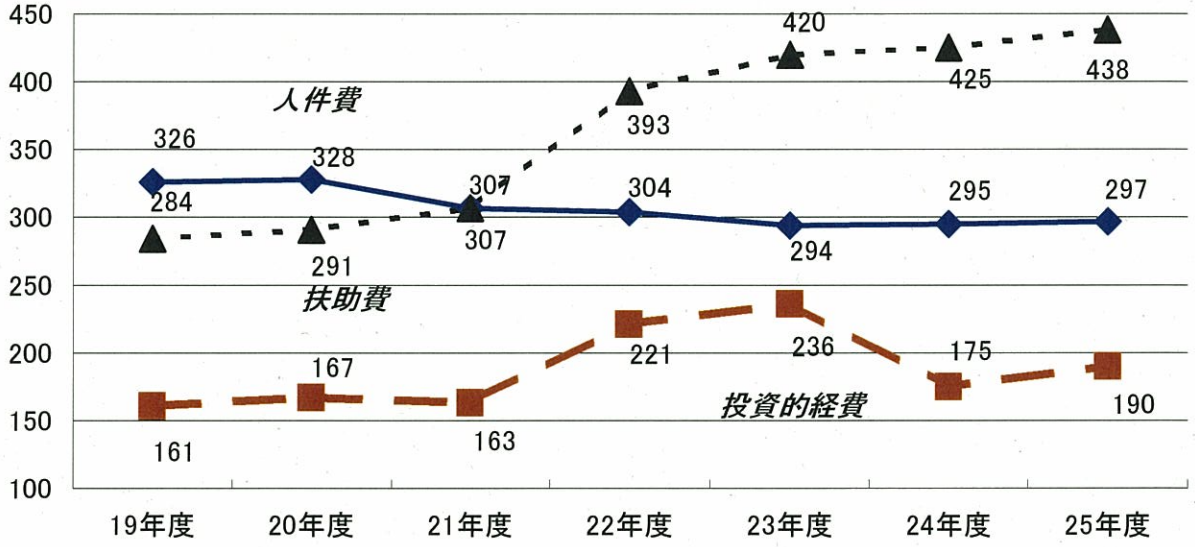


## 財政指標の推移

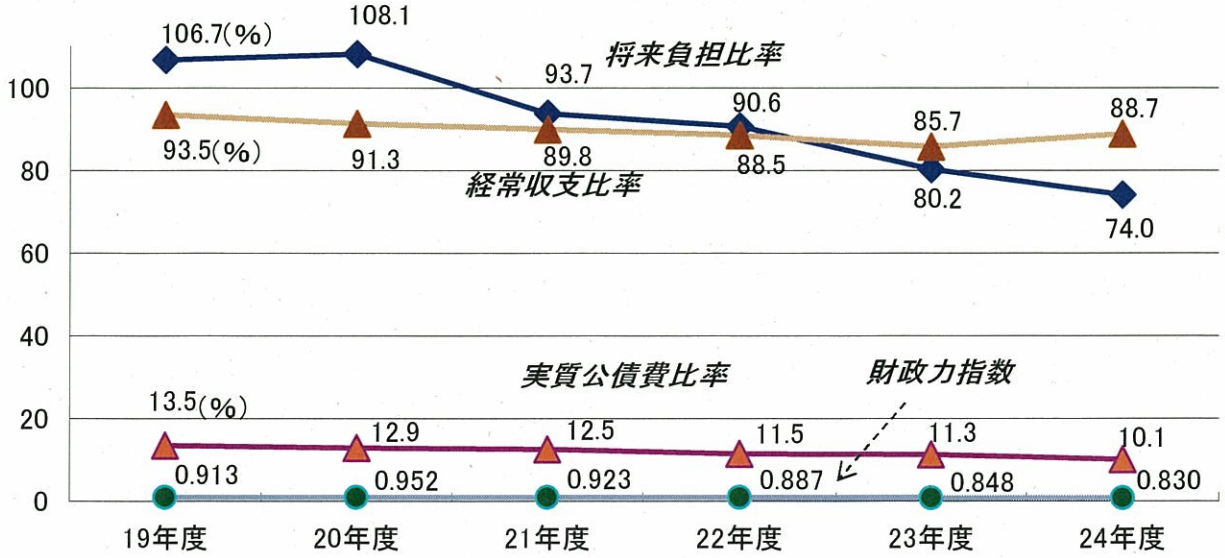

# 倉敷市補助金交付基準

## 1 目的

補助金は、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために、市が公益上必要があると認めた場合に交付するものである。

この基準は、補助金の「公益性」、「有効性」、「公平性」、「公正性」、「補助金の交付を受ける者の適格性」及び「透明性」を確保するとともに、補助金の効果的かつ効率的な制度運用及び適正な執行を図ることを目的とする。

## 2 補助事業の公益性と有効性

(1) 補助金の交付が客観的に見て公益上必要であること

(2) 補助事業の目的、視点、内容などが社会経済情勢や行政の施策に合致していること

(3) 補助金の交付を受ける者と市の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること

Point

地方自治法第 232 条の 2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされているように、公益上必要であるかどうかが最も重要である。

・事業目的や事業内容が市民の福祉の向上につながっているか

・事業目的が市の施策と整合しているか

・協働の視点から補助事業として適切か、また、役割分担や費用分担は適当か

（協働の指針 P20　【補助】市民公益活動団体等が行う公益事業に対して行政が補助をすることで事業を充実させる形態）

## 3 補助金交付を受ける者の適格性

(1) 補助金交付の対象者としての根拠が明確で法令などに抵触していないこと

(2) 支出経費の内容や会計処理が適切であること

(3) 団体においては、当該事業決算における繰越金が、補助金と比較して妥当であること

(4) 団体においては、設置目的と事業や活動の内容が一致していること

(5) 団体においては、自主財源の確保に向けて努力していること

Point

協働しようとする市民や団体等と市は、お互いの価値観や行動原理の違いを相互に理解し，信頼関係を築くことが大切である。（協働の指針 P18）

・補助金交付対象者を明確に規定しているか

・補助金交付団体の活動や財務内容から信頼性や継続性を確認できるか

・団体の運営に対して補助を行っている場合、多額の繰越金が発生していないか

・当該事業は、補助金がなくても自立してできる事業ではないか

## 4 補助対象経費

（1） 補助対象経費は、「補助目的を達成するための経費」に限定し、具体的に明確化すること

（2） 原則、交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等補助事業の実施とは直接関係のない団体運営にかかる一般管理的な費用は、補助対象としないこと

（3） 団体の「運営費」を補助対象経費とする場合、補助対象経費の範囲を明確化すること

Point

事業費のうち市が何を補助（役割・費用分担）するべきかは、事業の形態により様々である。客観的に見て、納得が得られることが重要である。

・直接的に事業効果を発揮する経費以外が対象になっていないか

・間接的に事業効果に影響をもたらすと考えられる職員に対する研修費などの費用が対象となっていないか

## 5 補助金交付額

（1） 国・県等補助を伴う事業において、合理的理由がない限り補助額の上乗せや対象経費の拡大などは行わない

（2） 補助金制度ごとに限度額または補助率等を定めるものとし、市民や団体との協働の観点から対象経費の１／２以内とすること

ただし、国・県等の制度によるものや行政目的の達成に必要な特段の理由がある場合を除く

Point

役割や責任の分担により、補助金交付額の限度額や補助率を決めることが重要である

・国・県等補助を伴う事業は、補助金制度の構築主体がそれぞれの役割や責任を勘案し、負担を決定している。市の役割や責任を拡大する必要があるのか

・事業の性質として補助金が適切か、また、委託や交付金等での対応の方が適切ではないか

## 6 補助金交付期間の設定

補助事業の目的達成に向けた努力の促進と補助事業の効果や必要性を定期的に検証するため、補助金交付期間についても、見直し対象とすること

（1） 原則、国・県等の補助金制度を活用した補助事業については、その制度の終了と合わせて、市の補助事業を終了（廃止）すること

（2） 市単独の補助金制度は、補助事業の特性等を勘案し、必要に応じて交付期間の見直しを行うこと

Point

事業の成果や事業目的の達成状況を確認し、補助事業を見直すことで新たな施策への対応が可能となる。

・目標達成するための期限を設定しているか、また、見直し時期を設定しているか

## 7 補助事業の達成状況等の検証

（1） 毎年度、補助事業の達成状況や効果を検証すること

（2） 補助事業の目標は具体的であること

（3） 事業効果を測るための項目や指標が具体的で、妥当性があること

Point

事業の成果や事業目的の達成状況を確認し、補助事業を見直すことで新たな施策への対応が可能となる。

・事業の目的や目標、予想される事業の成果及び測定方法を明確化しているか

## 8 補助金制度の透明性確保

（1） 補助金制度の内容や事務処理を明確にするため、必要に応じて補助金交付要綱を制定し、公表すること

（2） 交付金の交付を受けようとする者の選定にあたっては、公平性、公正性が確保されていること

（3） 補助金の交付状況を公表すること

（4） 補助事業の成果を公表すること

Point

補助金は、公平、公正に運用されるものであり、透明性の確保が重要である。また、特別に根拠のない既得権益的なものとならないため、補助対象が特定の個人や団体に限定されないよう機会均等が保たれる必要がある。

・補助金制度の内容、事務処理の方法、補助金の交付状況、事業成果を公表しているか

・補助金制度を十分市民に周知しているか

・長期に渡り、特定団体等の既得権益となっていないか